

## 公益財団法人日本農業研究所役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程の改正

平成24年9月26日評議員会  
改正 平成25年6月19日評議員会  
改正 平成26年6月23日評議員会  
改正 平成28年3月23日評議員会  
改正 平成28年6月17日評議員会

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本農業研究所（以下「研究所」という。）定款第13条及び第30条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第10条の規定に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは定款第24条の規定に基づき置かれる理事及び監事をいい、常勤役員とは役員のうち理事長及び常務理事をいい、非常勤役員とは常勤役員以外の者をいう。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員の職務の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬の額は、年額1,100万円の範囲内で理事長が決めるものとする。
- 3 常勤役員の報酬は、年額を12で除して得た額を月額とする。
- 4 非常勤理事が理事会等への出席及びその他職務に従事した場合は、1回当たり1万円（源泉徴収後の額とする。第4項及び第5項において同じ。）を報酬として支給する。
- 5 非常勤監事が理事会及び評議員会への出席並びに監事監査の実施、その他職務に従事した場合は、1回当たり1万円を報酬として支給する。
- 6 評議員が、評議員会等へ出席及びその他職務に従事した場合は、1回当たり1万円を報酬として支給する。

### (報酬の支給方法)

第4条 常勤役員に対する報酬の支給日及び支給方法は、職員給与規程に準ずる。

- 2 非常勤理事、非常勤監事及び評議員に対する報酬等は、理事会及び評議員会等への出席等の都度支給する。

### (費用)

第5条 研究所は、役員及び評議員が職務の執行に当たって負担した費用については、こ

れを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員給与規程に準ずる。

(公表)

第6条 研究所は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人日本農業研究所の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年6月23日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年3月23日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年7月1日から施行する。